インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第１９条に基づき、学校を休んだ日が出席停止扱いになります。

平成２４年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は**「発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで」**と変更されました。

これにより、「発症した後５日を経過」かつ「解熱した後２日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後５日は出席停止となります。熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。（下表参照）

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱等）が始まった日です。病院受診時に、医師に発病日の相談、確認をしてください。

別紙「出席停止届」等が提出されない場合は、出席停止扱いになりません。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従ってください。

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発　症　後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。